

骨髄移植手術等後の予防接種再接種費用助成のお知らせ

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種が必要な方を対象に、再接種に係る費用の全部または一部を助成します。

1 助成金の交付対象者（申請者）

保護者または接種対象者（民法に定める成年）

2 接種対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方
- (2) 再接種の日において、20歳未満の豊見城市民の方。ただし、BCGは4歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、ヒブは10歳未満、4種混合は15歳未満の方
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔について、実施規則等予防接種関連法令に従い受けている方
- (4) 令和2年4月1日以降に再接種を受ける方

3 対象となる予防接種（次のすべてに該当するもの）

- (1) 予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定に適合するもの
- (3) 医師が必要と認めるもの

4 助成金額

次の(1)及び(2)を比較していずれか低い金額

- (1) 再接種に要した費用
- (2) 再接種を受ける日の属する年度に、豊見城市が一般社団法人南部地区医師会と締結した予防接種委託契約の金額

※ 再接種に要した費用とは『予診料・手技料・ワクチン料・消費税』等、ワクチン接種に要した費用を指し、申請に必要な理由書作成に係る費用等は除きます。

～ 裏面に手続きの流れを記載しています ～

5 手続きの流れ（○印を申請者に対応いただきます）

○ (1) 事前申請

再接種を受ける前に、下記①～③を子育て支援課へ提出ください。

- ① 豊見城市骨髄移植等後のワクチン再接種に係る費用助成対象認定申請書（様式第1号）
- ② 豊見城市骨髄移植等後のワクチン再接種に係る費用助成に関する理由書（様式第2号）
- ③ 親子（母子）健康手帳の予防接種記録ページ（再接種が必要となる理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）または当該履歴が確認できるものの写し

※ 申請をして(2)の認定を受ける前に接種した費用は助成対象外です。

※ ②は再接種が必要と判断した医療機関において作成する書類です。作成にお金がかかる場合があります。

(2) 審査

(1)の申請内容を審査し、審査結果を「豊見城市骨髄移植等後のワクチン再接種に係る費用助成対象認定（不認定）通知書（様式第3号）」により、申請者へ通知します。

※ 申請書を受付してから審査結果の通知まで、約10日程度いただいております。

○ (3) 再接種

認定の通知を受け取った後、医療機関において再接種を受けます。

※ 再接種費用は、いったん全額自己負担にて医療機関へお支払いください。

※ 審査結果が不認定の場合、再接種費用の助成はありません。

○ (4) 再接種後の助成申請

再接種日の翌日から起算して**1年以内**に下記①～④を子育て支援課へ提出ください。

- ① 豊見城市骨髄移植等後のワクチン再接種に係る費用助成金交付申請書兼請求書（様式第4号）
- ② 領収書の原本（ワクチン毎の名称および金額が分かるもの）
- ③ 再接種した予防接種予診票の原本または写し
- ④ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号および口座名義の確認できるもの）

※ 再接種日の翌日から起算して1年を超えたものについては、助成対象外になります。

(5) 助成金の交付

(4)の申請内容を審査し、審査結果を『豊見城市骨髄移植等後のワクチン再接種に係る費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）』により、申請者へ通知します。助成金の交付を決定した時は、速やかに申請者の指定する口座へ助成金の振込を行います。

※ 審査結果が不交付の場合、助成金のお支払いはありません。

※ 交付決定からお振込みまで、約2週間程度かかります。

【お問い合わせ・申請書送付先】

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所 こども未来部 子育て支援課
電話番号：098-850-0143